

令和 4（2022）年度包括外部監査結果報告書

（概要版）

川崎市包括外部監査人 谷川 淳

1. 外部監査のテーマ等

監査テーマ	子ども・若者及び子育て支援に係る財務事務の執行について
選定理由	子ども・若者や子育て家庭を取り巻く環境は、人口構成の変化と少子高齢化の進行や家族形態・就労形態の変化、さらには地域のつながりの希薄化といった地域社会の変化によって大きな影響を受けている。また、児童虐待の顕在化や子どもの貧困など、対処すべき課題は、多様化、複雑化している。 このような状況の中、川崎市では、令和 4 年 3 月に「第 2 期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を策定し、「未来を担う子ども・若者がすこやかに育ち成長できるまち・かわさき」を基本理念に、子ども・若者が健やかに成長できるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い・支え合えることのできるまちを目指している。 川崎市は、18 歳未満の子どもがいる世帯数が増加傾向にある中、子育てと社会参加の両立を目指す若い世代の増加等に伴い、保育所等利用申請者数が令和 4 年 4 月 1 日現在で前年度比 709 人増の 36,107 人（過去最大）となるなど、保育ニーズの高まりに対応した子育て環境の整備といった行政運営上の課題に対処する必要がある。また、特別な支援が必要な子どもの増加や貧困の問題など、個々の子どもや家庭のニーズに応じたきめの細かい支援や、子ども・若者を孤立から守り、成長を支援するための居場所の充実も対処すべき課題であるといえる。 このように、子ども・若者及び子育て家庭への支援が今後の川崎市の行政運営にとって重要なポイントになると思われる。 以上のことから、子ども・若者を取り巻く環境変化や課題への対応が適切になされているか、子ども・若者及び子育て支援

	に係る財務事務の執行について監査を行うことは、今後の川崎市の行財政運営にとって有用であると判断し、特定の事件（テーマ）として選定した。
監査の視点	・ 子ども・若者及び子育て支援に係る財務事務の執行が、関連する法令及び条例・規則等に従い、適正に行われているか。 ・ 子ども・若者及び子育て支援に係る財務事務の執行が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

2. 外部監査の結果及び意見の一覧

外部監査の結果及び意見の一覧は、次のとおりである。指摘が29項目、意見が47項目あり、合わせて76項目である。

なお、表中の右欄にある「頁」は、包括外部監査結果報告書（本編）における各項目の記載箇所である。

事務事業名等	監査の指摘または意見	頁
総論	意見 就学前児童人口の将来推計と教育・保育の量の見込みについて	29
	意見 定員充足率について	46
	意見 子育て支援に関するニーズの把握について	47
	意見 幼稚園への対応について	57
	意見 児童相談所の状況について	66
1. 地域子育て支援事業	意見 子育て支援員研修の受講状況の改善について	80
	意見 地域子育て支援事業（こども文化センター活用型）の契約方法の効率化について	81
	指摘 業務委託完了届の徴取の徹底について	81
	意見 在日外国人母子保健サービス事業の見直しについて	81
2. 児童手当支給事業	指摘 前渡金精算事務の適正化について	87
	意見 前渡金精算事務の改善について	88
	意見 現金書留による支払方式の明確化について	90
3. 認可保育所整備事業	指摘 補助金交付申請書添付書類の記載誤りについて	106
	指摘 実績報告書の記載誤りについて	107
	指摘 委託業務完了届の記載誤りについて	108
	指摘 軽易工事執行状況報告書の掲載漏れについて	108

事務事業名等	監査の指摘または意見		頁
4. 民間保育所運営事業	指摘	土曜日閉所減算認定申請書の日付記入について	122
	指摘	賃金改善計画書の日付記入について	123
	指摘	ICT 化推進事業実施要綱の改正の検討について	123
	指摘	ICT 化推進事業実施要綱の改正の検討について	124
	指摘	軽易工事執行状況報告書の掲載漏れについて	125
5. 公立保育所運営事業	指摘	報告書の徴取の徹底について	134
	指摘	定期点検報告書の徴取の徹底について	134
	指摘	報告書及び業務完了届の徴取の徹底について	134
	指摘	業務完了届の検査の遅延について	135
	指摘	業務完了届の徴取の徹底について	135
	指摘	年次点検報告書の徴取の徹底について	135
	指摘	軽易工事執行状況報告書の掲載漏れについて	136
6. 認可外保育施設支援事業	指摘	秘密保持等に関する誓約書の徴取の徹底について	143
	指摘	交付要綱の見直しについて	144
	意見	病児保育事業従事者に対する研修の実施検討について	145
7. 幼児教育推進事業	意見	補助金実績報告書等の確認作業の効率化について	157
8. 保育士確保対策事業	意見	マッチング件数の増加に向けた取組の継続的推進について	160
9. 保育料対策事業	意見	保育所等案内サイトの今後の運用方法等の検討について	166

事務事業名等	監査の指摘または意見		頁
10. 妊婦・乳幼児健康診査事業	意見	5 歳児健康診査の促進について	174
11. 青少年活動推進事業	指摘	補助事業等の変更等に係る承認 手続の徹底について	181
	指摘	育成連盟の構成団体に対する助 成金の妥当性の検証について	182
	意見	履行期限及び完了検査実施日の 見直しについて	185
12. こども文化センター運営 事業	意見	AED の点検内容等の明示につい て	191
	意見	完成届の早期提出に向けた対応 について	192
13. わくわくプラザ事業	意見	完成届の早期提出に向けた対応 について	196
14. 青少年教育施設の管理運 営事業	意見	AED の点検内容等の明示につい て	201
15. 児童虐待防止対策事業	意見	教育相談の実績件数に係る報告 基準の統一について	208
	意見	教育相談の実績件数に係る集計 区分の見直しについて	209
	意見	2 歳未満の児童の移送方法につ いて	210
	意見	保護者以外による送迎を認める 際の手続のルール化について	213
	意見	提出書類の簡素化について	213
16. 児童相談所運営事業	意見	児童福祉司及び児童心理司の配 置について	228
	意見	会計年度任用職員等の配置につ いて	230
	意見	継続的な業務の効率化策の検討 について	232
	指摘	栄養士又は調理師の配置の徹底 について	232
	意見	リスク分担の明示について	234

事務事業名等	監査の指摘または意見		頁
	意見	賄材料の調達事業者との覚書等の締結等について	235
	意見	業務従事者に係る経歴書の提出について	237
	意見	リスク分担の明示について	238
	意見	賄材料の調達事業者との覚書等の締結等について	239
17. 児童養護施設等運営事業	指摘	退所者居住支援事業における書類等の不備について	250
	意見	児童福祉施設の計画的な保全の実施について	252
18. ひとり親家庭の生活支援事業	指摘	交付対象者一覧表の記載誤りについて	260
	意見	助成金支給事務のオンライン化の検討について	261
	意見	助成金支給要件の確認の徹底について	261
19. 子ども・若者支援推進事業	意見	受託者の定期的な見直しについて	266
	指摘	事業実施計画書の徴取の徹底について	269
	指摘	委託契約約款のカスタマイズの徹底について	270
	意見	補助金実績報告書の確認方法の見直しについて	271
20. 子どもの権利施策推進事業	意見	子どもの権利条例リーフレットの配布数算定方式の見直しについて	275
	意見	日本語を母語としない児童生徒等への配慮について	278
21. 川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業	指摘	通訳・翻訳ボランティア協力者報告書の記載の徹底について	281
	指摘	個人情報の適切な取扱いに関する誓約書の提出の徹底について	281

事務事業名等	監査の指摘または意見		頁
	意見	通訳・翻訳申請書の記載誤りについて	282
	意見	通訳・翻訳申請書様式の改正の検討について	282
22. 総合的なこども支援ネットワーク事業	意見	講演会の開催方法の検討について	285
23. こども・子育て支援事業	意見	仕様書に即した実施報告書の徴取について	287
24. 幸区待機児童対策事業	意見	保育所施設案内動画を希望しない園に対する継続的な協議について	290
25. 中原区総合子どもネットワーク事業	意見	子ども未来フェスタの協働における留意点について	292
26. 多摩区こども・子育て情報収集・発信事業	意見	仕様書の記載内容の具体化について	296

3. 外部監査の結果及び意見の要旨

下記は、あくまで要旨にすぎないため、具体的な内容や根拠については、包括外部監査結果報告書（本編）を参照のこと。

項目	総論
意見1	就学前児童人口の将来推計と教育・保育の量の見込みについて
内容	近年の実際の児童数が推計児童数を下回っている状況を踏まえると、量の見込みを必要以上に多く設定することがないよう留意する必要がある。 また、行政区により年少人口の状況に違いがあることを踏まえ、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するにあたって、需要に対して供給が過剰とならないように、あるいは、需要に対して十分な供給が行えるように、各行政区の状況に充分に留意して対応していく必要がある。
意見2	定員充足率について
内容	政令指定都市の保育所利用定員充足率を比較したところ、川崎市は、定員充足率は高く、定員充足率の減少率もそれほど大きくない。 今後も保育ニーズの高まりに伴い利用児童数は増加していくものと考えられるが、年少人口が減少している行政区もあり、また、地域により定員充足率に違いが生じる可能性はある。 市は、定員充足率についてより一層留意していくことが望ましい。
意見3	子育て支援に関するニーズの把握について
内容	経済的困窮や外国籍で入所手続きが分からないなどの理由により保育所等に通えず未就園児となっている場合、育児で困難を抱える可能性が高まる。 育児で困難を抱え、家庭で親子が孤立すれば、虐待などのリスクが高まる懸念があることから、今後は、行政サービスが届いていない子育て家庭にいかに行政サービスを提供するかが重要となる。 したがって、すべての家庭が安心して子育てができる環境を整備していくためには、特に、未就園児のいる家庭の子育て支援に関するニーズを的確に把握する必要がある。

意見4	幼稚園への対応について
内容	神奈川県市部 44 団体等の幼稚園在園者数等を比較したところ、川崎市においては、行政区により多少の違いはあるが、他市よりも幼稚園在園者の減少や幼稚園の規模の縮小が大きく進んでいる状況ではないと推察する。しかし、今後、年少人口の減少や、保育ニーズの高まりが進めば、幼稚園のあり方やサービス内容の見直しが必要となることが考えられる。 市は、幼稚園について、現状では現在の施策を大きく見直す必要はないと考えるが、市の幼稚園を取り巻く状況の変化の把握には十分に留意していくことが望ましい。
意見5	児童相談所の状況について
内容	政令指定都市及び児童相談所を設置している中核市の計 23 団体の児童相談所の相談件数や児童虐待相談の対応件数は増加傾向にある。 このことは川崎市も同様であり、児童相談所の機能・体制の強化については、今後も対応していく必要がある。

事務事業	1. 地域子育て支援事業
意見6	子育て支援員研修の受講状況の改善について
内容	神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市の共同事業として、子育て支援員研修を実施している。 例年、申込者が定員を超えたコースについては、受講者は抽選により決定されており、希望者全員が受講できるわけではない。しかし、多くの希望者が受講できない一方で、多くの欠席者が出ている状況となっていることから、まずは、受講決定者に対して多くの希望者が受講できない現状を理解してもらうことが重要であると考えます。したがって、例えば、欠席をした場合には次回の受講ができなくなるようにするなどの提案を、共同事業者である県及び他市にすることを検討する必要がある。
意見7	地域子育て支援事業（こども文化センター活用型）の契約方法の効率化について
内容	地域子育て支援事業（こども文化センター活用型）の運営については、毎年度、公募型プロポーザル方式による随意契約によって運営者を選定し、委託契約を締結しているが、近年は1センターにつき1団体からの応募であること等を考慮すると、市にとっても契約事務の負担軽減の余地があると考えます。

	したがって、運営者の意見等も参考にして、例えば、債務負担行為により契約期間を複数年にすることや、公募型プロポーザルを毎年度ではなく複数年に1回行い事業者を決定し、公募型プロポーザルを行わない年度は当該事業者と特命随意契約を行うことなど、事務負担の軽減に向けた効率的な契約方法を検討する必要がある。
指摘1	業務委託完了届の徴取の徹底について
内容	川崎区保育子育て総合支援センター清掃業務委託において、受託者は、毎月業務委託完了届を市に提出しなければならないが、計7か月分の業務委託完了届が提出されていなかった。 市は、仕様書に従い、業務委託完了届の徴取を徹底する必要がある。
意見8	在日外国人母子保健サービス事業の見直しについて
内容	在日外国人母子保健サービス事業は、家庭訪問や乳幼児健康診査等の際に通訳ボランティアを派遣するものであるが、平成30年を境に急激に利用状況が減少している。 したがって、サービスの使い勝手に問題がないかについて検証を行うとともに、その検証結果を踏まえ、事業の廃止を含め、事業のあり方を検討する必要がある。

事務事業	2. 児童手当支給事業
指摘2	前渡金精算事務の適正化について
内容	児童手当及び子育て世帯生活支援特別給付金の支給は、資金前渡の方法が採られている。前渡金の精算は、支払い終了後7日以内に前渡金精算書等を会計管理者等に提出しなければならないが、事務手続の遅延により、7日を過ぎての精算が行われる事例があった。 金銭会計規則第95条第1項の規定に従い、7日以内に前渡金の精算を行うことができるよう事務手続を改善し適正化する必要がある。
意見9	前渡金精算事務の改善について
内容	前渡金の帳簿残高と実際の通帳の預金残高の一致を確認できていなかったために、前渡金精算事務が遅延した事例があった。 したがって、例えば、前渡金の精算時に、常に前渡金の帳簿残高と実際の通帳の預金残高の一致を複数人で確認するなど、事務手続を改善する必要がある。

意見 10	現金書留による支払方式の明確化について
内容	規程上、児童手当と子育て世帯生活支援特別給付金の支払方式には違いがあり、児童手当については、市が現金を交付することによる支払い、つまり現金書留による支払方式が定められていない。しかし、銀行口座を利用できない事情がある場合に、現金書留により支払っているのが実情である。 したがって、子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）支給事業実施要綱と同様に、児童手当事務取扱要綱においても、現金受領方式（市が現金を交付することによる支給方式）について明記した上で、現金書留による手当の支払いを行う必要がある。

事務事業	3. 認可保育所整備事業
指摘 3	補助金交付申請書添付書類の記載誤りについて
内容	民間保育所施設整備費等補助金交付申請書の添付書類を確認したところ、書類間の金額が整合していなかった。 今後は、補助金交付申請書の添付書類の記載に誤りがないか確認するとともに、誤りがあった場合には、申請者に対し、適切に修正するように指導する必要がある。
指摘 4	実績報告書の記載誤りについて
内容	認可外保育施設認可化移行等支援費補助金に係る補助金交付申請書等の提出書類を確認したところ、交付要綱第 14 条に規定されている書類間で、金額の不整合が生じていた。 結果的に、補助金額に影響はなかったが、今後は、提出書類の記載に誤りがないか確認するとともに、誤りがあった場合には、申請者に対し、適切に修正するように指導する必要がある。
指摘 5	委託業務完了届の記載誤りについて
内容	北加瀬保育園仮設園舎用地敷地測量業務委託において、委託業務完了届の履行期限の記載が誤っていた。 今後は、委託業務完了届の記載に誤りがないか確認するとともに、誤りがあった場合には、受託者に対し、適切に修正するように指導する必要がある。
指摘 6	軽易工事執行状況報告書の掲載漏れについて
内容	軽易工事を執行した場合には、軽易工事契約事務取扱規程第 8 条の規定により、その結果を四半期ごとに取りまとめ、軽易工事執行状況報告書として、財政局長に報告することとなっている

	が、軽易工事執行状況報告書への掲載が漏れていた工事があった。 今後は、軽易工事執行状況報告書の掲載漏れが生じないように、予算執行伺を起案する段階で軽易工事を適切に選択するとともに、掲載漏れがないことを再確認する必要がある。
--	---

事務事業	4. 民間保育所運営事業
指摘7	土曜日閉所減算認定申請書の日付記入について
内容	土曜日閉所減算認定申請書を閲覧したところ、日付が未記入となっている申請書が多数発見された。 保育所子どものための教育・保育給付費等の支給に係る書類であることから、日付が未記入の場合は、日付を記入するように指導する必要がある。
指摘8	賃金改善計画書の日付記入について
内容	賃金改善計画書を閲覧したところ、日付が未記入となっている計画書が多数発見された。 保育所子どものための教育・保育給付費等の加算を認定する書類であることから、日付が未記入の場合は、日付を記入するように指導する必要がある。
指摘9	ICT化推進事業実施要綱の改正の検討について
内容	保育所等がICT化推進事業補助金の交付の申請を行うためには、事前に、ICTの導入予定日及び運用開始予定日を記載したICT化推進事業実施計画書を市に提出し、市の承認を受けなければならない。その後、補助金の交付申請、交付決定を経て、保育所等が補助金の交付を受けた後は、ICT化推進事業実績報告書をICTの運用開始日から30日以内に市に提出しなければならないこととなっている。しかし、ICTの運用開始日から30日以内に提出されていない実績報告書が多数あり、ICT実施要綱第14条の規定に従っていない状況となっていた。 この原因は、市が実施計画書の承認を適時に行っていないことにある。市によると、例年10月末頃までは保育給付費等の支給額の算定等の事務が繁忙を極めており、ICT化推進事業補助金に係る事務は11月以降に着手せざるを得ない状況にあるため、実施計画書の提出から承認に至るまで、数ヵ月以上の期間を要する結果となっているとのことであった。

	本来であれば、実施計画書の承認事務を適宜適切に行う必要があるが、現状の事務量等を鑑みると、実務上対応が困難であると考え。しかし、ICT 実施要綱に従っていない状況は解消する必要があるため、例えば、ICT 実績報告書の提出期限を見直すなど、ICT 実施要綱の改正を検討する必要がある。
指摘 10	ICT 化推進事業実施要綱の改正の検討について
内容	上記【指摘 9】と同様に、実施計画書の承認を運用開始予定日から数ヵ月以上経過した日に行っている事例が多数あった。 本来であれば、実施計画書の承認事務を適宜適切に行う必要があるが、現状の事務量等を鑑みると、実務上対応が困難であると考え。しかし、ICT 実施要綱に従っていない状況は解消する必要があるため、例えば、ICT 実績報告書の提出期限を見直すなど、ICT 実施要綱の改正を検討する必要がある。
指摘 11	軽易工事執行状況報告書の掲載漏れについて
内容	【指摘 6】に記載したとおり、軽易工事を執行した場合には、軽易工事契約事務取扱規程第 8 条の規定により、その結果を四半期ごとに取りまとめ、軽易工事執行状況報告書として、財政局長に報告することとなっているが、軽易工事執行状況報告書への掲載が漏れていた工事があった。 今後は、軽易工事執行状況報告書の掲載漏れが生じないように、予算執行伺を起案する段階で軽易工事を適切に選択するとともに、掲載漏れがないことを再確認する必要がある。

事務事業	5. 公立保育所運営事業
指摘 12	報告書の徴取の徹底について
内容	川崎市内公立保育園等室内害虫駆除業務委託において、全施設作業完了後は、報告書及び完了確認書を提出しなければならないこととなっているが、市に報告書が提出されていなかった。 したがって、仕様書に従い、業務委託に係る報告書の徴取を徹底する必要がある。
指摘 13	定期点検報告書の徴取の徹底について
内容	中原区保育・子育て総合支援センター昇降機保守点検業務委託において、毎月、定期点検報告書を提出しなければならないが、一部の定期点検報告書が提出されていなかった。

	昇降機保守点検業務は安全に関わる点検業務であり、異常の有無を確認することは重要であるため、定期点検報告書の徴取を徹底する必要がある。
指摘 14	報告書及び業務完了届の徴取の徹底について
内容	公立保育園等園舎機械警備業務委託（北部）において、受託者は、毎月報告書及び業務完了届を市に提出しなければならないが、一部の報告書及び業務完了届が提出されていなかった。 市は、仕様書に従い、報告書及び業務完了届の徴取を徹底する必要がある。
指摘 15	業務完了届の検査の遅延について
内容	川崎市内公立保育園等園舎機械警備業務委託（北部）、川崎市内公立保育園等園舎機械警備業務委託（南部）及び中原保育園等園舎機械警備業務委託において、4月分の検査調書の検査日付が、警備業務完了届の提出日付から10日を超過していた。 市は、委託契約約款に従い、業務完了届を受理した日から10日以内に検査を実施する必要がある。
指摘 16	業務完了届の徴取の徹底について
内容	公立保育所自家用電気工作物保安管理業務委託において、受託者は、業務完了届を市に提出しなければならないが、業務完了届が提出されていなかった。 市は、仕様書に従い、業務完了届の徴取を徹底する必要がある。
指摘 17	年次点検報告書の徴取の徹底について
内容	公立保育所自家用電気工作物保安管理業務委託において、受託者は、年次点検報告書を市に提出しなければならないが、中原区保育・子育て総合支援センターの年次点検報告書が提出されていなかった。 市は、仕様書に従い、年次点検報告書の徴取を徹底する必要がある。
指摘 18	軽易工事執行状況報告書の掲載漏れについて
内容	【指摘 6】及び【指摘 11】に記載したとおり、軽易工事を執行した場合には、軽易工事契約事務取扱規程第8条の規定により、その結果を四半期ごとに取りまとめ、軽易工事執行状況報告書として、財政局長に報告することとなっているが、軽易工事執行状況報告書への掲載が漏れていた工事があった。

	今後は、軽易工事執行状況報告書の掲載漏れが生じないように、予算執行伺を起案する段階で軽易工事を適切に選択するとともに、掲載漏れがないことを再確認する必要がある。
--	---

事務事業	6. 認可外保育施設支援事業
指摘 19	秘密保持等に関する誓約書の徴取の徹底について
内容	「川崎市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則」が令和3年9月1日から施行されたことに伴い追加した「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」では、契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、秘密保持等に関する誓約書を提出させなければならないと定めているが、秘密保持等に関する誓約書が提出されていなかった。 市は、「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」に従い、秘密保持等に関する誓約書の徴取を徹底する必要がある。
指摘 20	交付要綱の見直しについて
内容	市は、川崎市内に在住する川崎認定保育園在籍児童の保護者及び横浜保育室在籍児童の保護者に対し、保育料の補助を実施している。 令和4年度の補助金申請期限は、令和4年9月9日となっているが、川崎認定保育園保育料補助金交付要綱では、第5条第3項において、9月5日までに申請すると規定されていることから、交付要綱に従っていない。 また、第5条第3項は「前項の場合において」適用される規定となっている。前項の場合とは、川崎市内に在住する横浜保育室在籍児童の保護者が申請する場合である。つまり、川崎市内に在住する川崎認定保育園在籍児童の保護者が申請する場合の申請期限については定めがない状態となっている。 このように、交付要綱に規定する補助金の申請期限と実務上の運営における申請期限に乖離が生じていることから、補助金の申請期限に関する交付要綱の規定を見直す必要がある。
意見 11	病児保育事業従事者に対する研修の実施検討について
内容	国の「病児保育事業実施要綱」において、病児保育事業に従事する職員については、病児・病後児保育研修を受講し、資質の向上に努めることとされているが、市は病児・病後児保育研修を実施していない。

	市は、保育者の資質を高めるためにも、病児保育に従事する職員を対象とした現任研修を実施することを検討する必要がある。
--	---

事務事業	7. 幼児教育推進事業
意見 12	補助金実績報告書等の確認作業の効率化について
内容	幼稚園協会事業補助金交付要綱第 12 条によると、幼稚園協会は補助事業が完了したときは、実績報告書に事業報告書や収支決算書等を添付して市長に提出しなければならないことになっている。そのため、幼稚園協会では、各事業費の明細から費用を集計して財源充当表を作成し、それに基づいて補助金実績報告書、事業報告書及び収支決算書への組替・作成作業を行っている。 しかし、これらの作業は主にワードファイルやエクセルシートへの手入力によって行われているため、入力誤りや集計誤りが発生しやすい。また、財源充当表が正確に作成されているか否かを市が確認する作業にも手間がかかっている。 したがって、例えば、事業報告書のフォーマットを変更して財源充当表も兼ねるようにするなどして、より効率的かつ正確に必要なデータが作成できるようにするとともに、データ間の整合性の確認も容易にできるように工夫する必要がある。

事務事業	8. 保育士確保対策事業
意見 13	マッチング件数の増加に向けた取組の継続的推進について
内容	保育士等確保のための就職相談会や試験対策講座等の参加者数は、令和 2 年度以降は 3,000 人を超えているが、就職相談会、保育所見学・体験型事業による求人事業者と求職者とのマッチング件数は減少傾向にあり、各種事業の参加者数の増加がマッチング件数の増加につながっていない。これは、令和 2 年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響による保育所見学バスツアーの中止、保育士養成校連携事業の一部凍結等が主な要因と考えられる。 令和 4 年度は、行動制限が緩和・解除され社会経済活動が回復しつつあることから、保育士養成校と連携した学生への説明会や近隣自治体への訪問等を通して連携を強化し、マッチング件数の増加に向けて取り組んでいる。引き続き、マッチング件数の増加に向けた取組を進める必要がある。

事務事業	9. 保育料対策事業
意見 14	保育所等案内サイトの今後の運用方法等の検討について
内容	保育対策課では、新型コロナウイルス感染症の影響により、保育所等の入所を希望する保護者等が保育所等の見学を十分にできない状況に配慮して、保育所等の様子を紹介する動画サイト「川崎市保護者向け認可保育所等案内サイト」を制作した。 一方、幸区及び高津区でも区役所費により保育所等の紹介動画を制作している。例えば、高津区では、新型コロナウイルス感染症が発生する以前から、保育所等の紹介動画を制作しており、また、毎年度、計画的に動画更新を行っている。 上記の状況を考慮すると、保育対策課と幸区及び高津区のサイトについて、効果や業務が重複している部分もある。したがって、サイトを統合することも含め、どのように運用、維持管理をしていくかを保育対策課と幸区及び高津区で議論し検討する必要がある。

事務事業	10. 妊婦・乳幼児健康診査事業
意見 15	5 歳児健康診査の促進について
内容	5 歳児健康診査の受診率が、3 か月児健康診査や 7 か月児健康診査と比較して低くなっているが、市が実施する健康診査は、一般的な疾病予防はもとより、放置されがちな慢性的な疾病の早期発見・早期治療が目的となっており、加えて、子育ての状況等についても小児科医が問診・指導することで児童虐待等を未然に防ぐという、子育て支援の一環としての役割もある。 このような健康診査の目的や役割を踏まえると、市が実施する 5 歳児健康診査については、可能な限り対象者に受診してもらうことが望ましいと考える。 したがって、市は、対象となる 5 歳児の保護者や幼稚園及び保育園等に協力を促すなどして、5 歳児健康診査の受診率の向上を図る必要がある。

事務事業	11. 青少年活動推進事業
指摘 21	補助事業等の変更等に係る承認手続の徹底について
内容	市は、川崎市青少年育成連盟に対して、青少年育成連盟補助金交付要綱に基づき、補助金を交付している。交付決定を受けた補助事業等を中止するときや内容または経費の配分を変更するとき

	は、あらかじめ申請書により変更内容及び理由について、市の承認を受けなければならないこととなっている。 令和３年度は新型コロナウイルス感染症の影響による青少年国際交流派遣の中止等により事業費が一部不用となったが、市は返還を求めず、育成連盟ウェブサイトリニューアル等への流用を認めている。しかし、このように、補助事業等の中止、内容及び経費の配分の変更がなされているにもかかわらず、交付要綱に規定する申請書の提出及び市の承認が行われていなかった。 市は、補助事業等を中止するときや内容または経費の配分を変更するときは、交付要綱に従い、あらかじめ申請書を提出させ、承認手続を適切に行う必要がある。
指摘 22	育成連盟の構成団体に対する助成金の妥当性の検証について
内容	育成連盟は、構成団体に対し、市から交付された育成連盟補助金の約 83% を助成金（構成団体運営助成金及び指導者育成助成金）として分配している。 まず、構成団体運営助成金の助成金額の根拠について確認したところ、令和３年度の根拠資料は存在せず不明であった。そこで、平成 31 年度の資料により、助成金額根拠の妥当性につき検証したところ、3 団体に対する令和３年度の助成金額は平成 31 年度算出額と同額となっていた。しかし、助成金算出基準としている構成団体の単位会数が変化している団体があったことから、令和３年度基準で助成金を算出すべきであり、平成 31 年度と同額とする根拠とはならないと考える。 次に、指導者育成助成金の助成金額の根拠について確認したところ、根拠資料は何ら存在せず不明であった。そこで、団体の令和３年度決算書により、助成金額根拠の妥当性を検証したところ、新型コロナウイルスの影響による指導者育成事業の中止により、当該事業の決算額が予算額と比べ、大幅に減少していた。このように、対象としている事業が中止となったにもかかわらず、育成連盟は、団体に対する指導者育成助成金の精算を行っていない。しかし、指導者育成助成金が、市が交付している補助金を原資として分配されていることを考慮すると、育成連盟は、当該助成金の精算を行い、団体から未執行分の返還を求めるとともに、当該返還金を市に返還することが妥当であると考ええる。 以上のとおり、市が育成連盟に交付している青少年育成連盟補助金 7,793 千円のうち、6,464 千円が構成団体への助成金に充て

	られているが、その妥当性につき、市は何ら検証を行っていない。このような状態となっているのは、社会通念上、適正性を欠いていると判断せざるを得ない。したがって、市は、育成連盟の構成団体への助成金の妥当性について、検証を適切に行い、必要な措置を講じる必要がある。
意見 16	履行期限及び完了検査実施日の見直しについて
内容	成人式（成人の日を祝うつどい）の会場周辺では交通渋滞の発生が予想されることから、市は、交通渋滞告知看板の製作及び設置・撤去業務を委託している。当該委託業務の履行期限は、成人式開催日令和 4 年 1 月 10 日の 3 週間後の令和 4 年 1 月 31 日となっており、委託業務の完了検査は令和 4 年 2 月 1 日に行われていた。 交通渋滞告知看板の実際の撤去完了日は不明であるが、こうした看板は悪天候など特段の事情が無い限り、本来は行事終了後ただちに撤去せねばならないと考える。したがって、委託業務の性質を十分に考慮した上で、請書の履行期限及び完了検査の実施日を見直す必要がある。

事務事業	12. こども文化センター運営事業
意見 17	AED の点検内容等の明示について
内容	市は、こども文化センターの指定管理者に対し、施設の維持管理に関する業務として、自動体外式除細動器（AED）に関することを含めている。しかし、AED の点検について、指定管理仕様書には「点検担当者を指定して日常点検を実施し」としか示されていないため、点検内容や頻度などは、指定管理者に裁量を委ねていると考えざるを得ない。実際、指定管理者の事業報告書を閲覧したところ、その点検状況は様々であった。 AED は救急車が到着するまでの応急措置として救命活動を行うことができる重要な機器であるから、点検は毎日実施し、常に万全の状態にしておく必要がある。したがって、具体的な点検内容や頻度について、指定管理仕様書に明示する必要がある。
意見 18	完成届の早期提出に向けた対応について
内容	施設整備に係る請書には、完成届の提出期限について記載されていない。このため、工事が完成しているにもかかわらず、請負業者からの完成届の提出が遅れ、結果として、完成後 1 か月近く経過してからの検査実施となった工事が見受けられた。

	検査実施日が完成後 1 か月近く経過してしまっていると、天候などの影響により完成時の状況と若干変化すること考えられ、適正な検査を実施できない可能性がある。したがって、市は、請負業者に完成後速やかに完成届を提出させるよう、仕様書に完成届の提出期限を明記するなど、完成届の早期提出に向けた対応を行う必要がある。
--	--

事務事業	13. わくわくプラザ事業
意見 19	完成届の早期提出に向けた対応について
内容	【意見 18】と同様に、工事が完成しているにもかかわらず、請負業者からの完成届の提出が遅れ、結果として、完成後半月近く経過してからの検査実施となった工事が見受けられた。 検査実施日が完成後半月近く経過してしまっていると、天候などの影響により完成時の状況と若干変化すること考えられ、適正な検査を実施できない可能性がある。したがって、市は、請負業者に完成後速やかに完成届を提出させるよう、仕様書に完成届の提出期限を明記するなど、完成届の早期提出に向けた対応を行う必要がある。

事務事業	14. 青少年教育施設の管理運営事業
意見 20	AED の点検内容等の明示について
内容	【意見 17】と同様に、市は、青少年教育施設の指定管理者に対し、施設の維持管理に関する業務として、自動体外式除細動器（AED）に関することを含めている。しかし、AED の点検について、指定管理仕様書には「点検担当者を指定して日常点検を実施し」としか示されていないため、点検内容や頻度などは、指定管理者に裁量を委ねていると考えざるを得ない。実際、指定管理者の事業報告書を閲覧したところ、その点検状況は様々であった。 AED は救急車が到着するまでの応急措置として救命活動を行うことができる重要な機器であるから、点検は毎日実施し、常に万全の状態にしておく必要がある。したがって、具体的な点検内容や頻度について、指定管理仕様書に明示する必要がある。

事務事業	15. 児童虐待防止対策事業
意見 21	教育相談の実績件数に係る報告基準の統一について
内容	令和3年度における教育相談の実績件数は、全市で924件であり、そのうち不登校に関する相談が624件と全体の67%程度を占める。一方、各区分では、川崎区が508件と全体の54%程度を占める一方、年間で0~20件程度である区もあるなど、大きな差が生じている。各区の教育相談の実績件数は、必ずしも人口等に比例するものではないが、これ程のばらつきが生じることは考えにくい。 市によれば、特に報告に係る基準等は設けていないとのことであるが、教育相談の実績件数は、事業の効果や各区における教育相談員の適正配置数等を検討する上でも重要な情報である。したがって、実績件数の報告に係る統一的な基準等を作成し、各区に周知する必要がある。
意見 22	教育相談の実績件数に係る集計区分の見直しについて
内容	令和3年度における教育相談の実績件数の内訳として、13項目の集計区分が採用されているが、「いじめ」に関する相談実績は区分されていない。いじめに関する相談は、「不登校」や「登校しぶり」の区分に集計されている可能性が高いが、その後の進展等によっては重大化するおそれもある質的に重要な事案であり、その相談件数等を把握することは、全体的な傾向等を掴むために有用なものとする。 実績件数の報告に係る統一的な基準等を作成するに際しては、学校や教育、いじめや不登校などに関する相談とされている教育相談の趣旨等から適切な集計区分をあらためて検討し、見直す必要がある。
意見 23	2歳未満の児童の移送方法について
内容	子育て短期利用事業は、市内の児童養護施設4ヶ所及び乳児院2ヶ所にて行われている。このうち、2歳未満を主な対象としている施設は、しゃんぐりらベビーホーム（幸区）と至誠館さくら乳児院（多摩区）の2施設である。 しゃんぐりらベビーホームにおいては、令和2年度以降利用実績がない状況が続いており、令和4年度においても、8月時点まで利用実績はないとのことである。これは、子育て短期利用事業に利用する居室が、乳児院の措置児童の居室と分離されていない

	ため、新型コロナウイルス感染症への対応から外部利用を大きく制限せざるを得ない状況にあることによる。 このため、2歳未満の市内在住の児童が短期利用事業を利用する場合、多くは至誠館さくら乳児院の利用を検討することとなるが、至誠館さくら乳児院の2歳未満の利用は、令和2年度にわずかに増加したものの、令和3年度は大きく減少している。これは、新型コロナウイルス感染症のまん延を受けた利用控え等が大きな要因と考えられ、結果として、しゃんぐりらベビーホームの代替施設として機能したかは不明である。 実施施設への送迎は保護者が行うことが原則であるものの、実施施設が必要と認めた場合は、児童の安全性や利用者の負担軽減のため、居宅から実施施設等の間について、職員による児童への付き添いを実施する「移送」が認められている。しかし、令和3年度に、至誠館さくら乳児院における移送の利用実績はない。 必ずしも施設への送迎のみが利用の障害となっているわけではないものの、特に対象施設の少ない2歳未満については、あらためて移送の利用が可能なことの周知を徹底し、施設に対しても移送による対応を促すとともに、状況に応じて、移送とは別に、市が施設への移動手段を確保することの可否を検討する必要がある。
意見 24	保護者以外による送迎を認める際の手続のルール化について
内容	児童の送迎は、原則その保護者が行うものとされているが、各種施設等における児童の送迎においては、保護者以外の祖父母等が行うことも想定されるところである。 どこまで保護者以外の送迎を認めるかは各施設の判断で、特に基準等は示されていないが、利用者の利便性と児童の安全性の確保の観点から、例えば、保護者以外の送迎を認める者の範囲や、施設への事前連絡や委任状等の提示等といった手続について、全市で統一的にルール化することを検討する必要がある。
意見 25	提出書類の簡素化について
内容	子育て短期利用事業の利用料については、保護者の所得水準（生活保護世帯、市県民税非課税世帯、その他世帯）に応じた額が定められている。 生活保護世帯及び市県民税非課税世帯の保護者が、子育て短期利用事業を利用するにあたっては、市民税・県民税非課税証明書や被保護証明書等を事前に入手して提出する必要があるが、保護

	者が市県民税非課税世帯や生活保護世帯に該当するか否かは、市が管理している所得情報等で確認可能である。 したがって、例えば、利用の申込みを受けた実施施設が保護者に証明書等の提出を求めず、市に保護者がいずれの所得区分に該当するか否かを問い合わせる仕組みを構築する等、提出書類の簡素化を図る余地を検討する必要がある。
--	---

事務事業	16. 児童相談所運営事業
意見 26	児童福祉司及び児童心理司の配置について
内容	平成 31 年の児童福祉法等の改正により、児童福祉司の配置数の基準が見直されたところである。市は、児童相談所の機能強化のため、児童福祉司等の社会福祉職の増員等の対応を図ってきたところであるが、配置基準に係る経過措置が終了となる令和 4 年度においても、配置基準を満たせていない。 川崎市は、東京都や横浜市といった児童相談所を配置する他の地方公共団体と隣接するとともに、特別区における児童相談所設置の動きも加わったこと等により、人材確保の点では厳しい競合関係にある。 このため、量的な面での目標である児童福祉司等の配置基準について、直ちに達成するには大きな課題を抱えているが、基準を満たす児童福祉司等の配置は、虐待をはじめとする様々な問題を抱えた児童に対して適切な対応を図る観点からも望ましいものといえる。ただし、市の将来人口推計において、令和 12 年頃をピークに人口減少に転じ、生産年齢人口にあっては令和 7 年頃をピークと推計されている中、社会福祉職に限らず正規職員をどの程度採用するかは重要な問題であり、児童福祉司等の採用についても計画的な対応を図る必要がある。 また、質的な面においても、新たな児童福祉司等を職員として採用できたとしても、虐待をはじめとする様々な問題を抱えた児童に対して適切な対応を図ることが可能となるためには、知識の蓄積とともに十分な経験を積むことが必要である。このため、市は、様々な研修の実施等にとどまらず、経験豊富な職員を育成するための環境づくりについて、より検討を進める必要がある。

意見 27	会計年度任用職員等の配置について
内容	常勤職員だけではなく、こども家庭センター及び中部児童相談所においては、会計年度任用職員や特別職非常勤職員の実配置人数について、定数に対して不足が見られる。 会計年度任用職員等の採用に関しても、近隣地方公共団体との競合等の課題があるものと考えられるが、配置人数が不足する場合には、常勤職員が業務を担うこととなる。 このため、職員の負担を軽減するための業務の進め方や職員間の役割分担等の不断の見直しや、会計年度任用職員の雇用の定着を図る施策の検討を引き続き行うとともに、会計年度任用職員の採用についても、採用の障害になっている点を洗い出し、待遇面も含めて対応可能な方策の検討を進める必要がある。
意見 28	継続的な業務の効率化策の検討について
内容	児童相談所の業務は、業務の困難性等とともに、対応すべき事案の増加等により、職員に非常に負荷がかかる職場の一つと考えられる。これを解決する方策の一つは人員の増加であるが、財政的な制約や求人環境等の様々な要因により、必ずしも短期的な解決を図ることが可能なものではない。 このため、不断の業務の見直しによる効率化が、より一層求められるものといえる。例えば、会計や契約等の事務作業に関しても、3ヶ所の各児童相談所共通の事務処理部門設置の適否や、未だ電子化されていない書面での報告/回覧/決裁等の処理の電子化による効率化等といった地道な効率化策についても、継続的に検討を進める必要がある。
指摘 23	栄養士又は調理師の配置の徹底について
内容	こども家庭センターに付設されている一時保護所においては、入所している児童に対して食事を提供しており、調理業務を委託している。 調理業務仕様書では、常時、栄養士又は調理師を1名以上必ず配置することを求めているが、勤務シフト表上、栄養士又は調理師が常時配置されていない日が数日存在した。 入所児童等の食事の安全性に関係することであることから、市は、受託者にあらためて配置の徹底を指示するとともに、翌月の勤務シフト表が提示された際には、栄養士又は調理師が常時配置されていることの確認を徹底する必要がある。

意見 29	リスク分担の明示について
内容	こども家庭センター調理業務委託においては、当初、それまでの一時保護所の定員である 40 人を基礎として入札を実施したが、その後入所児童数が定員を超過する状態が継続したことから、変更契約を締結している。 一時保護児童数や平均保護日数が増加している状況においては、今後においても、事後的に契約変更が求められる事態が生ずることが想定されることから、契約書等において、市と受託者との間のリスク分担を具体的に明示することが望ましい。 したがって、例えば、入札公告時において、定員等に加えて、直近における延入所日数の状況や推移、提供給食数等といった当該業務の実態をあらわす情報を提供した上で、契約書等において市と受託者とのリスク分担を明示し、当初契約時の条件よりも一定割合を超えて入所者数等が変動した場合には契約変更の要否を検討する協議を行うことがある旨を明記すること等を検討する必要がある。
意見 30	賄材料の調達事業者との覚書等の締結等について
内容	こども家庭センター調理業務委託で用いる賄材料は、賄材料の種別に応じて、6 事業者を調達先に指定している。 賄材料は、日々、献立に応じて発注を行い、納品後に 1 ヶ月分をまとめて支払いを行っているが、事業者との間において契約書や請書等は締結されておらず、当該事業者の選定理由等を記録した文書等も作成されていない。しかし、年間を通して多いもので 4 百万円を超える取引規模の事業者もあることから、取引の安定性を確保する上でも、事業者との間において、取引方法や取引条件、発注した賄材料が納品されない場合や品質不良の場合の協議方法等を示した覚書等を締結することを検討する必要がある。 また、現在の事業者とは、平成 29 年 10 月から継続的に取引を行っているが、選定理由の詳細は明確に記録されていない。事業者選定の妥当性を明確にするため、毎年度、事業者の選定理由を明示した文書にて選定に係る決裁を行う等の手続を検討する必要がある。
意見 31	業務従事者に係る経歴書の提出について
内容	中部児童相談所に付設されている一時保護所においては、入所している児童に対して食事を提供しており、調理業務を委託している。調理業務仕様書では、受託者は、業務従事者の届出と併せ

	て当該業務従事者の経歴書を市に提出することが定められているが、業務従事者の経歴書の提出を受けていない状態であった。 業務従事者に変更がない場合には既に見知った者であり、新たな情報がないことも十分にあり得るが、文書廃棄年限等の関係で、従前に提出を受けた経歴書を廃棄する可能性もある。したがって、受託者に確認の上で内容に変更がないのであれば、従前に提出を受けた履歴書の写しを新しい年度の簿冊に繰り越す等の対応を図るか、あらためて受託者から経歴書の提出を受ける等の対応を行う必要がある。
意見 32	リスク分担の明示について
内容	中部児童相談所調理業務委託においては、当初、それまでの一時保護所の定員である 20 人を基礎として入札を実施したが、一時保護所の改築に伴う移転を予定していたため、移転後の定員 30 人を基礎として、変更契約を締結している。 一時保護所の移転に伴い定員は増加したものの、一時保護を要する児童数は増加しつつあり、新たな定員 30 人を超過して収容せざるを得ない状況も想定し得る。そのため、中部児童相談所調理業務委託においても、事後的に契約変更が求められる事態が生ずることが想定されることから、契約書等において、市と受託者との間のリスク分担を具体的に明示することが望ましい。 したがって、例えば、入札公告時において、定員等に加えて、直近における延入所日数の状況や推移、提供給食数等といった当該業務の実態をあらわす情報を提供した上で、契約書等において市と受託者とのリスク分担を明示し、当初契約時の条件よりも一定割合を超えて入所者数等が変動した場合には契約変更の要否を検討する協議を行うことがある旨を明記すること等を検討する必要がある。
意見 33	賄材料の調達事業者との覚書等の締結等について
内容	中部児童相談所調理業務委託で用いる賄材料は、賄材料の種別に応じて、5 事業者を調達先に指定している。 賄材料は、日々、献立に応じて発注を行い、納品後に 1 ヶ月分をまとめて支払いを行っているが、事業者との間において契約書や請書等は締結されておらず、当該事業者の選定理由等を記録した文書等も作成されていない。しかし、年間を通して多いもので 5 百万円を超える取引規模の事業者もあることから、取引の安定性を確保する上でも、事業者との間において、取引方法や取引条

	件、発注した賄材料が納品されない場合や品質不良の場合の協議方法等を示した覚書等を締結することを検討する必要がある。 また、現在の事業者とは、廃業により交代した事業者を除き継続的に取引を行っているが、選定理由の詳細は明確に記録されていない。事業者選定の妥当性を明確にするため、毎年度、事業者の選定理由を明示した文書にて選定に係る決裁を行う等の手続を検討する必要がある。
--	---

事務事業	17. 児童養護施設等運営事業
指摘 24	退所者居住支援事業における書類等の不備について
内容	退所者居住支援事業において、社会的養護自立支援事業実施要綱に規定されている申請書類、決定通知書等を閲覧したところ、退所者居住支援等状況確認書等の必要書類がないものや記載が不十分なものがあった。 今後は、定められた書類について適切に提出を求める必要がある。
意見 34	児童福祉施設の計画的な保全の実施について
内容	母子支援施設ヒルズすえながは、昭和 61 年の建築であるため老朽化が進んでいる。このような建物で修繕にかかるコストの発生を抑え、合理的な維持運営を行っていく上では、可能な限り早い段階で建替計画を立てることが重要である。建物の建替計画ができることにより、建物の修繕をどのように行うかの指針が得られる。すなわち、修繕の範囲や仕様は存続期間に合わせたものとすることから、効果的かつ計画的な修繕が可能になる。 市は、母子支援施設ヒルズすえながについて、施設の機能、性能の劣化の有無や兆候・状態を把握し、時間の経過とともに進む劣化の状態を予測した上で、計画的な保全を行う必要がある。

事務事業	18. ひとり親家庭の生活支援事業
指摘 25	交付対象者一覧表の記載誤りについて
内容	市は、ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金交付要綱に基づき、高校生等の通学に係る費用を助成している。 助成金の交付にあたって、市は、交付対象者を一覧的に管理するため、表計算ソフトを使い一覧表を作成しているが、申請対象の生徒の名字に一部記載誤りが発見された。助成金の支給に影響

	はなかったが、今後は、一覧表の正確性を確認し、記載誤りのないよう作成する必要がある。
意見 35	助成金支給事務のオンライン化の検討について
内容	助成金の交付を受けるには、ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金交付申請書に必要書類を添付して申請しなければならない。申請書には、申請者の住所や通学交通機関等の交付に必要な全ての情報が記載されるため、申請書の情報を一覧表に転記するだけでもかなりの時間を要する。また、手書きの様式であり、記入漏れや誤字なども散見された。 これらの事務負担を軽減し、正確な申請を行うためには申請のオンライン化が必要と考えられる。オンライン化することにより、必須項目などの区分が可能となり、記入漏れや誤字などのエラーは申請時に防止することが可能となる。したがって、市の事務負担軽減と受給者の申請手続の簡略化を考えると、早急にオンライン申請への切り替えを検討する必要がある。
意見 36	助成金支給要件の確認の徹底について
内容	市は、ひとり親家庭等通勤交通費助成金交付要綱に基づき、通勤に係る費用を助成している。助成金の交付に当たっては、交付申請書及び就労等証明書を提出しなければならない。 就労等証明書の通勤手当に関する項目について書類を閲覧したところ、勤務先の回答と申請内容に矛盾が生じている事例があったが、申請内容だけで支給の可否を判断するのであれば、勤務先への通勤手当の支給状況に関する確認項目は、実効性に乏しく形骸化する恐れもある。 したがって、勤務先の通勤手当に対する規程や対象者との雇用契約上の条件を確認するなどして、助成金支給要件の確認を徹底する必要がある。

事務事業	19. 子ども・若者支援推進事業
意見 37	受託者の定期的な見直しについて
内容	市は、ひきこもり等児童福祉対策事業の一部を事業者に委託している。現在の受託者は、委託を開始した平成26年度に公募型プロポーザルを実施した結果選定された事業者であり、その後は毎年度、特命随意契約を締結しており、令和3年度で8年程度契約が継続している。

	ひきこもりや不登校といった困難な状況にある子どもを対象とした支援活動においては、対象児童との信頼関係の構築が重要であり、頻繁な事業者の変更は望ましくないことから、特命随意契約を締結することには一定の合理性を有するものといえる。しかし、状況によっては、現在の受託者とは異なる知見やノウハウ等を有する新たな事業者が参入する可能性も否定できないことから、事業の特性や現在の委託事業において大きな問題等が生じていないことをもって、実質的に終期の定めなく特命随意契約を継続することは望ましくない。 したがって、本件事業の特性を踏まえた上で、例えば、同一の受託者への連続する委託期間が5～10年程度経過した際にあらためて公募型プロポーザルを実施する等、受託者を定期的に見直す機会を設けることを検討する必要がある。
指摘 26	事業実施計画書の徴取の徹底について
内容	ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱では、受託者に対し、事業実施計画書を提出することを求めているが、令和3年度においては事業実施計画書の提出を受けていなかった。 事業実施計画書は、受託者との間で予定する事業の実施方法や頻度等を明確にし、事業開始後においては事業の実施状況等を評価する上での基準の一つになるものであることから、市は、明確に文書での提出を受け、事業趣旨等に照らして妥当な内容であることを確認する必要がある。
指摘 27	委託契約約款のカスタマイズの徹底について
内容	ひきこもり等児童福祉対策事業実施委託に係る委託契約書には委託契約約款が添付されている。 同約款第2条においては、業務日程表を作成し、市に提出することを求めているが、委託契約の内容からすると当該業務日程表は事業実施計画書に相当するものと考えられる。また、委託料を概算払いするものとして、令和3年6月に受託者に支払われているが、委託代金の支払を定める同約款第15条においては、委託業務に係る業務完了届の提出後に行われる業務内容の検査合格後に支払う旨が記載されている。 いずれも契約条項には定めがない項目であり、約款がこれを補完しているものの、現状、委託業務の実態と約款との間で齟齬が生じている。したがって、今後、契約締結に際して、委託契約書に添付する約款のカスタマイズを徹底する必要がある。

意見 38	補助金実績報告書の確認方法の見直しについて
内容	市は、対象となる団体に対し、地域子ども・子育て活動支援助成補助金を交付している。 市は、すべての受領団体に対して中間視察を実施し、支出状況を含む事業の適正な実施について実地に確認することとしているが、補助事業完了後に提出される実績報告書に記載されている支出済額についての証憑の確認は行っていない。 事業がより適正かつ有効に遂行されるためにも、支出内容によっては領収書などの証憑を提出させるなど、支出額の妥当性についての確認方法を見直す必要がある。

事務事業	20. 子どもの権利施策推進事業
意見 39	子どもの権利条例リーフレットの配布数算定方式の見直しについて
内容	市は、子どもの権利条例の啓発のために、子どもの権利条例リーフレット（小学生版と中高生版の2種類）を作成している。 市は、毎年1月頃に実施される入学説明会時に、小学校及び特別支援学校入学予定児童に向けて、小学生版リーフレットを配布している。配布数の算定は、学校ごとに行っており、入学予定児童数に予備40部（特別支援学校は20部）を加えた部数を10部単位で繰上げて算定している（例：殿町小学校 児童数44＋予備40＝84 → 90に繰上げ）。 この結果、小学校入学予定児童数12,462名に対して17,570部の小学生版リーフレットを、特別支援学校入学予定児童数21名に対して90部の小学生版リーフレットを配布している。 また、市は、権利学習の機会に向けて、毎年10月頃、私立も含む全小学生に小学生版リーフレットを、全中高生に中高生版リーフレットを配布している。学校への配布については、教育委員会事務局から1束30部とすることが指定されているため、生徒数を30で除して30部束数を算定し、予備及び指導教諭用の部数を考慮した上で束数を算定している（例：南大師中学校 生徒数347÷30＝12束に予備及び指導教諭用2束を加えた14束420部と算定）。 この結果、中学校、高校及び特別支援学校の生徒総数34,669名に対して38,730部の中高生版リーフレットを配布するに至っている。

	このように、在籍する児童・生徒数を大幅に超える部数のリーフレットが配布された学校では、予備リーフレットを処分することも出来ず、手に余る状況になっていると推察される。したがって、予備部数を見直すなど、子どもの権利条例リーフレットの配布数算定方式を見直す必要がある。
意見 40	日本語を母語としない児童生徒等への配慮について
内容	市は全ての人が互いに認め合い、人権が尊重され自立した市民として共に暮らすことができる多文化共生社会の実現を目指して外国人市民施策推進事業に取り組んでいるが、子どもの権利条例リーフレットに関して中国語や韓国語、英語といった日本語以外の言語によるものを制作していない。 子どもの権利条例リーフレットの中国語版、韓国語版、英語版などの様々な言語版を制作するためには、多額な費用を要することから難しいかもしれないが、例えば、一部分だけでもそれぞれの言語に翻訳した補助資料を作成し、該当する児童生徒へ提供し啓発するといった工夫も可能であると考える。 日本語を母語としない児童生徒及びその保護者らにも、子どもの権利についての理解が進むような取組を行う必要がある。

小事業	21. 川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業
指摘 28	通訳・翻訳ボランティア協力者報告書の記載の徹底について
内容	仕様書では、通訳・翻訳を行うボランティア協力者について、川崎区長に報告しなければならないとされているが、実施報告書と通訳・翻訳ボランティア協力者報告書を比較したところ、協力者報告書に記載のない協力者が通訳・翻訳を実施していた案件が見受けられた。 仕様書では、協力者に変動があった場合もその都度報告することとされていることから、市は、指定事業者に対して、協力者を漏れがないように報告するよう指導することで、協力者報告書の記載を徹底する必要がある。
指摘 29	個人情報の適切な取扱いに関する誓約書の提出の徹底について
内容	個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項の規定により、受注者は、通訳・翻訳の従事者に対し、「個人情報の適切な取扱いに関する誓約書」を提出させているが、提出していない従事者が見受けられた。

	通訳支援では、子どもの発達に関する相談など、個人情報を取扱う機会も多いことから、秘密保持等についてはより慎重な対応が求められる。したがって、市は、受注者に対して、仕様書に従い、「個人情報の適切な取扱いに関する誓約書」の提出に漏れがないよう指導することで、提出を徹底させる必要がある。
意見 41	通訳・翻訳申請書の記載誤りについて
内容	「日本語を母語としない児童生徒・保護者への就学支援相談会」の実施報告書によると、当相談会では、英語・中国語・ベトナム語・タイ語・ポルトガル語の通訳者が派遣されていたが、通訳・翻訳申請書には、英語・中国語・ベトナム語・タイ語については記載されていなかった。 市は、通訳する言語を適切に記載した通訳・翻訳申請書を提出するよう指導する必要がある。
意見 42	通訳・翻訳申請書様式の改正の検討について
内容	通訳・翻訳申請書には、通訳の希望月日や翻訳の完成希望月日を記載する欄はあるが、実際に通訳・翻訳を実施した月日を記載する欄はないため、例えば、通訳・翻訳申請書に記載の希望月日に実施することができず、別の月日に実施した場合、通訳・翻訳申請書と実施報告書の実施月日を照合することができない状態である。 したがって、通訳・翻訳申請書の下欄に、通訳・翻訳実施月日や通訳・翻訳者氏名を記載する欄を設けるなど、通訳・翻訳申請書と実施報告書とを照合することができる様式に改正することを検討する必要がある。

小事業	22. 総合的なこども支援ネットワーク事業
意見 43	講演会の開催方法の検討について
内容	令和3年度は、幸区こども総合支援ネットワーク会議が主催する子育てに関する講演会を2回開催しているが、新型コロナウイルス感染症まん延防止のためオンライン方式で開催している。 オンライン方式には、講師と参加者との間のコミュニケーションが不足し、一方的な情報提供となってしまうおそれもあるが、会場に集まらなくとも参加できるというメリットがある。このメリットは有用なものであり、会場に赴くこと自体が参加への大きな制約となる小さな子どもを育てている保護者等にとっては、その解消策の一つとなり得るものである。

	令和３年度は新型コロナウイルス感染症まん延防止を目的としていたが、今後、新型コロナウイルス感染症が終息した場合であっても、講演会を開催するにあたっては、オンライン方式のメリットとデメリットを踏まえ、会場開催とオンライン方式とを併せたハイブリッド方式も含めて、より利用者が参加しやすく、より有意義な講演会となるような開催方法の検討を行う必要がある。
--	--

小事業	23. こども・子育て支援事業
意見 44	仕様書に即した実施報告書の徴取について
内容	「こどもの外遊び・地域人材育成」推進事業委託仕様書では、成果物として、交流広場や人材育成の実績を記載した実施報告書の提出が求められている。 受託者「夢見ヶ崎プレーパークをつくる会」からは、同会の活動報告書が実施報告書として提出されているが、これは同会の活動報告書のため、交流広場や講座の開催実績は記載されているものの、必ずしも仕様書において実施を求めている業務の区分では記載されておらず、開催数等も集計されていない。 委託業務の実績報告としては明瞭性に欠けることから、仕様書に示す委託内容に即した区分により開催数等を集計した報告の提出を併せて求める等、仕様書に即した実施報告書を徴取する必要がある。

小事業	24. 幸区待機児童対策事業
意見 45	保育所施設案内動画を希望しない園に対する継続的な協議について
内容	保育所施設案内動画の作成は令和２年度から順次行っており、令和４年１０月の時点で、対象となる区内の認可保育所等の概ね半分近くまで進捗しているところである。 今後に残りの認可保育所等を対象に動画の作成を進めるとのことであるが、現在までに、動画の作成及びウェブサイトでの公開を希望しない園があるとのことである。今後、同園がどのような理由で希望しないかを把握し、子どもの預け先を探す利用者への情報提供の観点から、どのような対応であれば可能か協議を進める必要がある。

小事業	25. 中原区総合子どもネットワーク事業
意見 46	子ども未来フェスタの協働における留意点について
内容	中原区では、第16回なかはら子ども未来フェスタを実施するに当たり、なかはら子ども未来フェスタ実行委員会に業務委託を行っている。 本事業は、市民活動団体と行政が協働で行う公益的な事業である協働型事業として位置づけられている。具体的には、各関係団体の委員を集めて実行委員会を組織し、イベントを運営・実施しているが、実行委員会だけでは、経理事務等を含めた組織運営を行うときの人員は十分に確保できないため、事務局は中原区役所内に置き、会計処理を中心とした事務局機能は中原区役所が分担している。 協働で事業を実施する場合には、多様性、先駆性、自立性、専門性、地域性等の特徴の理解が行政に求められるとともに、対等の関係を有することが原則であることから、経理事務等を市が負担することによって、過度な行政負担や団体の自立性が損なわれることのないよう留意する必要がある。

小事業	26. 多摩区こども・子育て情報収集・発信事業
意見 47	仕様書の記載内容の具体化について
内容	多摩区地域子育て情報収集・発信事業業務委託事業仕様書が定めている委託内容は、①地域子育て情報の収集及び確認業務、②「多摩区地域子育て情報ブック」の編集業務、③地域子育て情報収集・発信に係るアンケートの実施となっている。このうち、③について、アンケートの内容や実施件数等が記載されていないため、どのようなアンケートを実施すべきなのか不明である。 令和3年度の委託では、受託者との協議により100件程度のアンケートを実施しているが、今後は、アンケートの実施に係る具体的な内容について、仕様書に明記しておく必要がある。

以上